

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第27準備書面

(観音村)

2018（平成30）年10月9日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	はじめに	3
第2	宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果.....	4
1	『広島原爆戦災誌第四巻』に、佐伯郡五日市町には町全域に飛散降下物 や「黒い雨」が降った旨の記載があること	4
2	観音村の全域が増田雨域に入っていること	5
3	観音村の全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること .	7
4	小括	7
第3	観音村で被爆した原告の被爆状況.....	8
1	原告番号市14 ■■■■■ (甲B市14の1－陳述書, 2－地図)	8
2	観音村で被爆した原告らの状況についてのまとめ.....	10

本書面は、当時の観音村で被爆した原告1名（原告番号市14）の被爆状況について、主張するものである。

第1 はじめに

八幡村に関する第26準備書面でも詳論したように、1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の佐伯郡観音村近辺については、観音村の東に位置する五日市町地毛（爆心地から西9km）について「焼けておらぬ、泥まみれ、ゴミだらけの名刺、紙片、ソギ板が飛んでくる。北東の鈴が峰の方向が暗くなっていたが、この辺は雨は降っていない。」という、また観音村坪井（爆心地から西10km）について[]医学博士から「石内より広島の方にかけて黒雲立ったが、雨は降っていない。しかし、黒く軽い、細かい泥埃が払い落とすくらいひどく飛んできた。」という、いずれも飛散降下物はあったものの「黒い雨」は降っていない旨の供述が得られているだけである（以上、原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の6頁「調査メモ頁」欄45、「体験談聴取録番号」欄77、同体験場所地図1参照。）。

これらを踏まえて、当時の観音村はその全域が「黒い雨」が降ったとされている宇田雨域外となっている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え（第2）、原告1名の供述に基づき（第3）、原告番号市14が原爆投下時に所在した観音村千同を含む観音村の全域が「黒い雨」降雨域であり、原告番号市14は被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

1 『広島原爆戦災誌第四巻』に、佐伯郡五日市町には町全域に飛散降下物や「黒い雨」が降った旨の記載があること

(1) 『広島原爆戦災誌第四巻』の記載内容

原爆投下当時の佐伯郡観音村は、1955年(昭和30年)4月1日、五日市町・観音村・八幡村・石内村・河内村の五か町村が合併して、五日市町となったところ、1971(昭和46)年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第二節第六項「佐伯郡五日市町」(甲A75の目次, 甲A89・724～734頁)には、原爆投下日の同町に関して、原爆投下時の閃光, 爆風, 衝撃波の記載に続いて、以下の記述がある。

「周囲は、何も異状はなかったが、見ると東方の広島市方面に白い雲状のものが、ムラムラと昇っていた。爆風の衝撃は相当強く、五日市町全般にわたってその被害を出した。家々の屋根瓦は落ち、窓ガラスや障子が破損し、壁の落ちた家も多く、中には天井が吹きあげられたり、家が傾いたりしたものもあった。

このため、負傷者も多数出たが、とくに北側の石垣を背にした家々は、窓ガラス・障子・天井が大破した。

午前十時半ごろから、約一時間にわたって紙や布の破片が、龍巻のあとのように、灰や塵と一緒にあって、町全域に降って来た。

また、二、三時間後、雨が強く降りはじめ、かなり長く降り続いた。」

(2) 『広島原爆戦災誌第四巻』の基本的な信用性

『広島原爆戦災誌第四巻』は、「第三章 広島市内各学校の被爆状況」「第四章 広島市内主要神社・寺院・教会の被爆状況」「第五章 関連市町村の状況」を掲載しているものあり(甲A75の目次(3～11頁)参照)、広島市・広島県が、被爆者健康手帳等申請の審査にあたって、申請者の供述の裏付けを取ったりする際に使用している、言わばバイブル

的な資料である。しかも、『広島原爆戦災誌第四巻』が刊行されたのは、昭和47年改正により、広島県安佐郡祇園町の全域及び広島市のうち草津東町、草津濱町、草津本町及び草津南町にまで「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地域が拡大される前のことであり（原告ら第13準備書面の第4参照）、当然のことながら、健康診断の特例が導入される前のことであるから、『広島原爆戦災誌第四巻』に「黒い雨」が降った旨の記載がある場合には、被告らの主張する虚偽供述の可能性すらなく、当該記載は基本的に信用できるものといえる。

2 観音村の全域が増田雨域に入っていること

(1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士（以下「増田」という。）が、1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料（1万7369通回答したものの調査報告）、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話しを聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデー

タの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨，30分以上1時間以内を中雨，1時間以上を大雨とする），聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし，こうして集められたデータを，信用度の違いに配慮しながら吟味し，調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1，2）（以上，甲A36の10～18頁）。

特に，宇田技師らによる原爆被害調査では，旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが，増田による調査では，旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下），安佐町（同118頁以下），可部町（同124頁以下），旧小河内村（137頁以下），五日市町（同140頁以下），廿日市町（同147頁以下），吉和村（同151頁以下），芸北町（同152頁以下），湯来町（同153頁以下），豊平町（甲A35の2の1頁以下），加計町（同11頁以下），殿賀村（同25頁以下），筒賀村（同29頁以下），沼田町（同35頁以下），佐伯町（同42頁以下），高陽町（同44頁以下），中野村（同47頁以下），福田村・馬木村・温品村（同49頁以下），千代田町（同51頁以下），倉橋町（同53頁以下），海田町（同55頁以下），戸河内町（同57頁以下）及び江田島（同61頁以下）についても，相当な数の供述等の資料を得ることができ，これらの資料を分析した結果をもとに，原告ら第5準備書面別紙図のとおり，増田雨域が提示された。

よって，増田雨域は，宇田技師らの調査手法を踏襲した，大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに，特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるということが出来る。

(2) 観音村の「黒い雨」降雨状況等

前述のとおり、原爆投下当時は佐伯郡観音村であったが、その後、1955年（昭和30年）4月1日に合併して五日市町となっているところ、増田による調査では、当時の佐伯郡観音村は、「五日市町」としてまとめられている（甲A35の1の140頁以下）。

そのうち観音村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第一冊）』と題するノート（甲A35の1）によると、以下のとおりであった。

ア 倉重（甲A35の1の145頁） 中雨，木片，紙切れ，衣類

イ 坪井（同146頁） 中雨，木片，紙切れ，衣類

以上より、増田の調査結果から、観音村の全域に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

3 観音村の全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること

加えて、観音村の全域が、広島市が2010（平成22）年5月に公表した、広島市報告書（甲A9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲A41の2枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお、広島市調査の解析対象となったデータは、2008（平成20）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者3万6614人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので、そのうちの約74%にあたる2万7147人から得られた自書式回答であり（甲A9の2～3頁），これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い、「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲A41）。大瀧雨域が信用できるものであることは、原告ら第5準備書面の第2の4項（23頁以下，なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。）で詳述したとおりである。

4 小括

以上のとおり、観音村は、宇田論文においては、全域が「黒い雨」が降

ったとされる宇田雨域外とされているが、増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば、観音村の全域が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

第3 観音村で被爆した原告の被爆状況

1 原告番号市14・[] (甲B市14の1—陳述書, 2—地図)

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市11・[] (以下「原告」という。)は、1941 (昭和16)年[]生まれで、原爆投下当時4歳であった。

原告の一家は、原爆の爆撃を受ける6ヶ月前まで広島市鉄砲町に住んでいたが、建物疎開のため家を取り壊されたので、父親の実家のある広島県佐伯郡観音村大字千同[]に、家族皆で引っ越した。

当時、父[]は広島市の[]学校で教員として勤めており、母・[]は、わずかな田んぼと畑を借りて、農業をしており、一家みんなで手伝っていた。また、姉[]は[]国民学校6年生、兄[]は[]国民学校3年生だった。なお、弟[]は生れて間もなく亡くなった。

(2) 被爆の状況

原告は当時4歳[]であり、原告自身が覚えていることと、親や周りの人から聞いたことなどの区別ができないことが多くあるが、原爆の爆撃を受けた1945 (昭和20)年8月6日のことはよく覚えている。

原爆の攻撃を受けたとき、原告は家の中におり、まず、部屋の中が強烈な光に照らされ、その後、大音響と振動で襖や障子が内側に押し壊されるようにして、めちゃくちゃに壊れ、棚の上の物は落ちてきた。

原告が泣きながら庭に出ると、母が洗濯物を干しており、広島市の方の空を指差して「見てごらん」と言われた。鈴が峰の山の上あたりに見える広島市の上空あたりの様子は、赤、黄色、緑とイルミネーションのように変化し、爆撃から20分から30分程度あたりは暗くなり、焼

け焦げた紙が原告の家の庭に落ちてきた。それから、しばらくして激しい雨が落ち始めた。

原告は、家の軒に入って、雨が降るのをみていた。

その後、原告は、2012（平成24）年に、冊子『黒い雨 内部被曝の告発』（甲A90）の作成に大きくかかわった。その中に、原告の近所に住んでいた■■■■氏の証言と原告の家の近くを通過して自宅に帰った■■■■氏の証言から、原告の住んでいる周りの様子が分かり、原告も、広島市内からの飛来物や黒い雨によって被爆していると思った。

■■■■氏（被爆当時9歳、■■■■国民学校3年）の話では、「鈴ヶ峰山の中腹から真っ黒いキノコ雲がもこもここと膨れだし、広がっていききました。弟とさつまいも畑を走り回っていると灰がたくさん飛んできて暗くなり、習字の半紙や焼け焦げの新聞紙、襖も飛んで来ました。拾って遊んでいると、夕立のような雨が降り、粘りのある黒い染みをシャツに付けました。」（甲A90の16頁）とのことだった。

また、■■■■氏（被爆当時14歳・■■■■学校2年生）の話では、「講堂で1年、2年合同の勉強をしていました。大音響とともにガラスが割れ、高いところから落ちたガラスが、体に突き刺さり大変な生徒もいました。辺りは暗くなり、灰、紙くず、ごみがたくさん降ってきて、埃が充満しているなかを4、5人で、急いで帰りました。制服に灰や埃が付くので時々払い落としました。

薄暗い中で、ひらひらと舞い落ちるおびただしい紙切れが忘れられません。雨が降るような空模様だったが、雨に遭った記憶はありません。・・・灰や埃が地面に積もり、その中を帰ったのは確かです。」（甲A90の14頁）とのことであった。

(3) 健康状態

原告は、小学校1、2年生のころは体の調子が悪く、よく学校を休んでいた。手足にデキモノができてなかなか治らなかった。腋や鼠蹊部の

リンパ腺が腫れ、病院で3回も切除してもらったが、小学校5年生ころから元気になってきた。

原告は、2年前に白内障にかかり、両眼を手術した。血圧は、50歳代くらいから、高血圧と指摘されるようになり、65歳くらいから降圧剤を飲むようになった。当時、上は180くらいあった。その後はずっと降圧剤を服用している。

なお、前述の■■■■氏は、被爆後、まもなく、異変を感じ、体がだるく、風邪を引いた症状でせきが止まらず、「横着者」といわれた。学校も遅刻し休むことも多くなり、勤めも転々とし続かなかった。この症状が、後に「原爆ぶらぶら病」と分かった。晩年は、大動脈溜が破裂し、その後は入退院を繰り返し、2014（平成26）年、77歳で亡くなった（甲A90の16～17頁）。

また、同じく■■■■氏は、急性症状として、脱毛が起こった。結婚して子どもができたが、血液が止まらない新生児メレナという病気で3日しか生きていなかった。母体もバージャー病と診断され、大手術をした。甲状腺機能低下症で体温調節がうまくできなくなったり、被爆による白内障など、最後には体中が癌に侵され、2014（平成26）年、亡くなった（甲A90の14～15頁）。

2 観音村で被爆した原告らの状況についてのまとめ

以上のとおり、原爆投下当時、観音村に居住していた原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を

及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁），八幡村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に，「黒い雨」が降った事実，放射性物質が降下した事実，「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし，このような被告らの主張が誤りであることは，観音村で被爆した原告及びその近所で被爆した者らが，前述のとおり，脱毛という急性症状を発症したこと，高血圧症という循環器機能障害，白内障といった水晶体混濁による視機能障害，甲状腺機能低下症という内分泌腺機能障害等を負い，加えて，発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症していることから明らかである。

また，これまで各地域毎の準備書面で主張してきたように，「黒い雨」降雨地域内で被爆した原告らの中には，宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった，下痢，鼻血・歯茎等の出血，貧血，脱毛等の急性症状を発症したり者がいること，さらには，宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった，発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり，あるいは造血機能障害，肝臓機能障害，細胞増殖機能障害，内分泌腺機能障害，脳血管障害，循環器機能障害，腎臓機能障害，水晶体混濁による視機能障害，呼吸器機能障害，運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいることから明らかである。被告らの主張は，事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上